

## 東広島市教育委員会定例会（令和2年2月）議事録

1 日 時 令和2年2月20日（木）午後3時30分～午後5時2分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、池田学校教育部次長兼学事課長、田中教育調整監、本越学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長、長野指導主事

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習センター長、本越河内生涯学習支援センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

(4)書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

(1)報告事項

報告第7号 臨時代理の報告について

報告第8号 校内研修改革について

報告第9号 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰等について

報告第10号 豊栄図書館の開館時間の臨時的変更について

報告第11号 新東広島市立美術館の市民利用の受付開始について

報告第12号 日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会について

(2)議案事項

議案第3号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について

議案第4号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

議案第5号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

(3)その他

ア 令和元年度幼稚園、小・中学校卒業式出席者について

イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時30分

○ 津森教育長：予定の時間になりました。ただいまから令和2年2月の教育委員会定例

会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、坂越委員と京極委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、全て公開で行いたいと思います。委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

それでは、全て公開することに決定します。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：中国新聞社の堅次記者が来られています。
- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

- 津森教育長：傍聴人の方に申し上げます。本日の会議は公開することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。
- 再開します。

#### 報告第7号 臨時代理の報告について

- 津森教育長：それでは、報告事項からですが、報告第7号臨時代理の報告について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第7号臨時代理の報告についてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

1、臨時代理の要旨として、令和2年第1回東広島市議会定例会提出議案、令和元年度東広島市一般会計補正予算（第5号）教育委員会関係分、令和2年度東広島市一般会計当初予算、第5次東広島市総合計画の策定に対し、市長から意見を求められていたことについて、緊急を要し、教育委員会でも会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものでございます。

提出議案の内容につきましては、まず3ページをお願いいたします。

補正予算（第5号）教育委員会関係分でございます。

今回の補正は、国の補正予算に伴い歳入歳出を追加しているもののほか、入札執行残の整理など、決算を見込んで予算の最終調整を行っているものが主な内容となっております。補正額の大きいものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入について、表の1番目、16款1項3目教育費国庫負担金は、福富小・中学校一体型施設の増築工事に伴う事業費がおおむね固まったことにより減額するものでございます。

その下、2項6目教育費国庫補助金は、説明欄の中ほど、学校施設環境改善交付金、大規模改造、小学校及びその3つ下になりますけれども、同じく中学校につきましてPFI事業で行う小・中学校への空調設備整備に係るもので、国の補正予算の

活用をすることにより増額をするもの、その下、情報通信環境施設整備費国庫補助金、小学校及びその3つ下、同じく中学校につきまして国のGIGAスクール構想に対応するため、小・中学校への情報通信ネットワークの環境整備に係るもので、国の補正予算の活用することにより増額するものでございます。

説明欄の一番下、文化財保存事業費国庫補助金は、国の補助金交付決定に基づき減額するものでございます。

表の中段、20款1項2目基金繰入金でございますが、説明欄の上から3番目、公共施設総合管理基金繰入金関係分は、向陽中学校の大規模改造工事等に伴う財源調整等により減額するもの、また説明欄の一番下、文化体育施設建設基金繰入金は、美術館の建設事業に伴う財源調整により減額するものでございます。

表の一番下、23款1項6目教育債でございますが、説明欄の一番上、小学校増改築事業債は、河内小・中学校一体型施設の増築工事に伴う事業費がおおむね固まったことなどによる減額、次の小学校大規模改造事業債及び中学校大規模事業債は、PFI事業で行う小・中学校への空調設備整備によりそれぞれ減額するもの、また次の小学校情報通信環境施設整備事業債及び、その下の同じく中学校は、小・中学校への情報通信ネットワークの環境整備によりそれぞれ増額するものでございます。

以上、歳入全体での補正額の合計は、18億243万7,000円の増額となっております。

続いて歳出について、4ページをお願いいたします。

こちらも補正額の大きいものについてご説明をさせていただきます。

10款1項2目事務局費について、説明欄の一番下、幼稚園就園奨励事業は、令和元年9月末で制度が終了した幼稚園に対する就園奨励費の支払い実績により減額するものでございます。

2項1目学校管理費、説明欄の一番上、小学校一般管理事業は、小学校の電気代や遊具修繕の見込み及び新年度の学級増に伴う机等の備品購入費により増額するもの、その下、小学校施設管理事業は、施設の法定点検に係る委託料及び川上小学校の仮設校舎建設に係る賃借料の入札残を減額するもの、1つ飛んで、小学校教育支援者配置事業は、学校教育支援員、教育補助員等において中途退職者が出たこと及びその後の人員確保ができなかったことにより減額するものでございます。

次に、2目教育振興費、説明欄の上から3番目、小学校情報教育推進事業は、小学校への情報通信ネットワークの環境整備により増額するもの、3目学校建設費、小学校大規模改造事業は、PFI事業で行う小学校への空調設備整備に係る設計施工費の支払いにより増額するもの、その下、小学校増改築事業は、福富小・中学校一体型施設整備に係る入札残及び執行残により減額するものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費の説明欄の2番目、中学校情報教育推進事業は、中学校への情報通信ネットワークの環境整備により増額するもの、3目学校建設費、中学校大規模改造事業は、PFI事業で行う中学校への空調設備整備に係る設

計施工費の支払いにより増額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

5 項 3 目美術館費、説明欄の一番下、美術館建設事業は、新美術館建設工事費の確定により不要となった工事請負費を減額するもの、5 目文化財保護費、説明欄の 3 番目、文化財施設等整備事業は、国の補助金交付決定により工事請負費が次年度以降に先送りされたことにより減額をするもの、6 項 3 目給食センター費、説明欄の下、学校給食センター管理運営事業は、主には東広島北部学校給食センターの臨時給食調理員や配膳員等の賃金、報酬等及び委託業務等の入札残により減額をするものでございます。

以上、歳出に関する補正額の合計は、16億4,584万5,000円の増額となっております。

6 ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございますが、追加といたしまして、2 項小学校費から 5 項社会教育費まで、記載の 8 事業について追加をするもの、また変更といたしまして、5 項社会教育費において文化財施設等整備事業を増額するものでございます。

次に、債務負担行為補正について、追加といたしまして、河内スポーツアリーナ及び入野区民グラウンド管理は、新たに研修室及びトレーニング室を設置したことに伴う施設管理等の増額によるもの、また変更といたしまして、中央生涯学習センター主催講座等業務委託は、業務委託設計額の増によるものでございます。

最後に、地方債補正につきまして、先ほど歳入において説明をさせていただきました市債について、義務教育施設整備事業及び美術館建設事業のそれぞれ関係分に係る借り入れの限度額を増額しております。

令和元年度東広島市一般会計補正予算（第 5 号）教育委員会関係分についての説明は以上でございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

令和 2 年度一般会計歳入歳出予算教育委員会関係分についてご説明をさせていただきます。こちらについても、増減額の大きいものについて説明させていただきます。

まず、歳入の表の一番上、11 款 2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金関係分は、令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの幼児教育無償化による地方負担分に対する臨時交付金がなくなったことによる減でございます。

その 2 つ下、16 款 1 項 3 目教育費国庫負担金は、福富、河内、志和の小・中一一体型施設整備事業が本格化してきたことによる小学校費国庫負担金の増、また子ども・子育て支援事業による幼児教育の無償化に伴い、令和元年度は 10 月からの半年分でしたけれども、令和 2 年度は通年分となることにより、幼稚園費国庫負担金の増でございます。

その下、16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金関係分は、新東広島市立美術館の完成に伴う国庫補助金の減、また 7 目教育費国庫補助金は、国の G I G A スクール構想に

向けて令和2年度から1人1台タブレットの配備を行っていくことによる国庫補助金の増及び向陽中学校の大規模改造工事を引き続き実施することに伴う増でございます。

その下、17款1項9目教育費県負担金は、子ども・子育て支援事業による幼児教育の無償化に伴い、令和元年度の半年分から令和2年度通年分となることによる県負担金の増、その4つ下、20款1項2目基金繰入金関係分は、新東広島市立美術館の完成に伴う繰入金の減が主な要因でございます。

表の一番下、23款1項6目教育債は、主な要因として福富、河内、志和小・中一体型施設整備事業の本格化、八本松小学校グラウンド造成工事第6期及び向陽中学校の大規模改造工事を引き続き実施することに伴う増でございます。

歳入予算の合計では、32億9,847万7,000円で、前年度当初比で3億2,157万8,000円の増となっております。

次、8ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますけども、令和2年度におきましては、これまでの事務事業を統合、分割等を行い、事業数の縮小を行っております。表の左側が令和2年度に統合等を行った新たな事業名及びその予算額、表の右側のほうが令和元年度の事業名と予算額で、表の中ほどに増減額を記載しております。増減額の大きいものについて説明をさせていただきます。

10款1項3目教育推進費のうち、上から3つ目、学校教育推進事業は、教科書の全面改訂に伴い、教師用教科書、指導書、デジタル教科書等の購入による増でございます。

その下、学校の元気応援事業は、会計年度任用職員への移行及び一部の職の人数を増員したことによる増でございます。

その4つ下、科学の芽育成事業は、めざせ！未来のノーベル賞として各種科学研究等の実施やプログラミング体験器具の購入等によるものでございます。

表の下、小学校費でございますが、10款2項1目学校管理費のうち、一番上の小学校管理事業は、エアコン整備による電気代の増及び郷田小学校、川上小学校の仮設校舎建設による賃借料の増が主な理由でございます。

その3つ下、小学校情報機器管理事業は、国のGIGAスクール構想に対応するため、児童・生徒1人1台のタブレットを配備することによる増、10款2項2目教育振興費の一番上、小学校教育支援者配置事業は、会計年度任用職員への移行及び学校教育支援員の増によるもの、10款2項3目学校建設費、小学校施設整備事業は、八本松小学校、川上小学校のグラウンド整備、また福富、河内、志和地域における小・中一体施設の建設が本格化することによる増でございます。

9ページをお願いいたします。

中学校費でございますが、10款3項1目学校管理費のうち、一番上、中学校管理事業はエアコン整備による電気代の増と施設修繕費の増、その3つ下、中学校情報機器管理事業は、児童・生徒1人1台のタブレットを配備することによる増ござ

います。

10款3項2目教育振興費のうち、一番上、中学校教育支援者配置事業は、会計年度任用職員への移行及び学校教育支援員の増によるもの、10款3項3目学校建設費、中学校施設整備事業は、志和小・中一体施設の建設の本格化及び向陽中学校の大規模改造工事を引き続き実施することに伴う増でございます。

次に、幼稚園費、10款4項1目幼稚園費のうち、上から2つ目、幼児教育支援事業は、幼児教育の無償化に伴う扶助費が令和元年度10月からの半年分から令和2年度通年分となることによる増、その3つ下、幼稚園施設整備事業は、令和元年度執行予定の御菌宇幼稚園下水道接続工事を令和3年度に繰り越すことによる減でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

10款5項2目社会教育振興費のうち、上から3つ目、生涯学習施設管理運営事業は、主な要因として黒瀬生涯学習センターの空調設備改修工事によるもの、10款5項3目美術館費のうち、一番上、美術館管理運営事業は、指定管理料が半年分から通年分になることによる増、また新美術館オープニングに伴う開館記念特別展開催による増、その下、美術館建設事業は、新美術館の建設工事が終了したことによる減でございます。

10款5項4目図書館費、図書館管理運営事業は、市内7カ所の図書館が所蔵する図書など約75万点にICタグを張りつけるための業務委託による増、10款5項5目文化財保護費のうち、3段目、文化財施設等整備事業は、令和元年度執行予定の平成30年7月豪雨による史跡鏡山城土砂崩れ復旧工事を令和3年度に先送りしたことによる減でございます。

表の下、10款6項2目体育施設費のうち、2段目、スポーツ施設整備事業は、河内スポーツアリーナ研修室等改修工事などの大規模工事が令和元年度で終了したことによる減、10款6項3目給食センター費のうち、2段目、学校給食管理運営事業は、学校給食費管理システム導入による増、その下、学校給食センター管理運営事業は、給食調理業務、給食配送業務等の委託料の増、またスチームコンベクション等の備品購入費による増でございます。

以上により、歳出予算の令和2年度の合計は105億6,831万9,000円で、前年度当初比より17億1,409万2,000円の増となっております。

続いて、11ページをお願いいたします。

「人づくり、誰もが夢を持って成長し活躍できるまち」の実現に向け、第5次総合計画のまちづくり大綱における主な事業についてご説明をさせていただきます。

はじめに、施策名、乳幼児期における教育・保育充実のうち、①幼児教育・保育の充実でございます。

主な取り組みとして、幼児期の教育と小学校教育の担い手が相互の共通性や相違性を理解し、問題点や課題を共有して教育に取り組むため、研修や交流プログラムにより連携を図ることとし、幼児教育環境の充実と幼・保・小の接続に向けて交流

と連携を推進してまいります。

次に、施策名、高い教育力と伝統を生かした学校教育の実践のうち、①学校運営の支援と教育内容の充実でございます。

学校司書、部活動指導員、教科等指導支援員、コミュニティ・スクール推進員等の配置など、さまざまな人材の活用を通じて、学校教育の充実を図ってまいります。また、国のGIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒に学習用端末1人1台の配備、その他学校統合に伴う小・中学校一体型の施設整備、またPFI方式による小・中学校の普通教室への空調設備整備などを進め、よりよい学習環境を確保してまいります。

次に、②特別なニーズに対応した教育の充実でございます。

拠点校を中心に日本語指導の充実を図るとともに、その教材の整備を進めることで、外国につながる児童・生徒等の指導、支援体制を構築してまいります。また、学校教育支援員について、小学校において対前年度2名、中学校において4名を増員し、通常の学級において特別な支援を要する児童・生徒へのきめ細やかな対応を図ることで、円滑な教育活動につなげてまいります。

次に、③、地域と連携した青少年健全育成の環境づくりでございます。

地域学校協働活動推進員をコミュニティ・スクール設置校へ配置し、地域住民との情報共有を図り、地域活動の総合化、ネットワーク化を進め、地域と学校との連携と協働を進めてまいります。また、心のサポーター、スクールソーシャルワーカーの配置時間及び派遣時間を増やすとともに、スペシャルサポートルームの整備により、校内に安心して過ごすことのできる居場所を整備し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の登校に向けた支援体制を充実してまいります。

次に、施策名、新たな価値を創造する人材の育成のうち、①理科系教育分野等の教育内容の充実でございます。新学習指導要領において必修となるプログラミング教育を器具を用いて体系的に学ぶことで、これからの時代に求められるプログラミング的思考を育ててまいります。また、めざせ！未来のノーベル賞として、市内の大学等の協力をいただいて開催する講座等を通じて、科学技術への興味、関心を喚起し、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大するとともに、その才能を伸ばしてまいります。

学校教育部関係の主な事業の概要の説明は以上でございます。

ここで説明員を交代いたします。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、②子供の興味・関心及び創造性を伸ばす教育の充実でございます。

市内の大学などと連携・協働し、その知見を活用いたしまして子供たちの豊かな学びにつながるひがしひろしまスペースクラブの実施や、東広島市文化振興プログラムに基づく出前美術館、出前博物館、芸術体験事業（まるごと博物館など）の文化芸術に触れる機会を提供し、子供の興味関心を高め、創造性を伸ばすことに取り組んでまいります。

次に、施策名、知的資源と国際性を活かした人づくりのうち、①大学・企業等との連携による学びの充実と国際感覚の醸成でございます。

主な取り組みといたしまして、未来創造及びキャリア形成において中学生キャンパス体験学習や中学校職場体験学習の体験を通じまして、将来の進路を主体的に選択する力を育てていくことに取り組んでまいります。また、大学等との連携・協働による学習機会の充実において東広島学やひと・まち発見講座などを開催し、市内の大学や試験研究機関等と地域・市民の交流や連携を促進してまいります。

次に、施策名、市全体が学びのキャンパスとなる環境づくりのうち、①生涯を通じて地域で学び、活躍できる環境の整備でございます。

新規事業といたしましては、老いの教育講座として、高齢者にまつわるさまざまな社会問題に対応するための知識を体系的に学ぶ講座を開催してまいります。また、ICTを活用した図書館サービスの提供として、市内7つの図書館が所蔵する図書など75万点にICタグを張りつけ、自動貸出返却機等の導入により窓口業務の自動化に向けて取り組んでまいります。

次に、②芸術文化活動の活性化と歴史・文化の伝承でございます。

新規事業といたしましては、新美術館オープニング事業において、新美術館の開館に際してオープニングセレモニーを行うとともに、令和3年2月から開館記念特別巡回展事業を開催する予定としております。また、新美術館の運営において、開館直後の11月3日からの予定で開館記念特別所蔵作品展を開催するとともに、アカデミック講座やワークショップを実施してまいります。

次に、③生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成でございます。

新規事業といたしましては、東京2020オリンピック聖火リレーの実施及び東京2020パラリンピック採火式の開催により、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成に取り組んでまいります。

次の12ページから27ページの目的別事業群総括予算シートの教育委員会関係分につきましては、1月の教育委員会定例会でご報告いたしましたものと同じ内容でございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

第5次東広島市総合計画の策定につきましては、これまでも教育委員会定例会でご報告してきたところでございます。今回は計画策定（案）がまとまりましたので、全体の概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、1、提案の理由でございます。

本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、長期的な視点から計画的なまちづくりを推進するため、第5次東広島市総合計画を策定するものでございます。

次に、2、基本構想の概要でございますが、(1)目標年次を令和12年とし、(2)東広島市の将来像として、ア、まちづくりの基本理念として、本市の発展の経緯やこれまでに求めてきたまちづくりの基本理念を基盤として、新たな価値があらゆる地域や場面で幅広く効果的に発揮されるようなまちづくりとしており、イ、目指すま

ちの姿として、（ア）地域イノベーションの積極的な展開をはじめ（オ）までの5項目を挙げております。その上で、ウ、将来都市像を未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～とし、記載のとおり、2つの方向性からまちづくりを進めていく意図を記載しております。

31ページをお願いいたします。

続いて、エ、まちづくり大綱といたしまして、（ア）仕事づくりでは、知的資源と産業力で多様な仕事生まれるまちを、（イ）暮らしづくりでは、自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまちを、（ウ）人づくりでは、誰もが夢をもって成長し、活躍できるまちを、（エ）活力づくりでは、学術研究機能や多様な人材の交流から新たな活力が湧き出すまちを。32ページをお願いいたします。そして、（オ）安心づくりでは、自助、互助、共助、公助によって安心した生活を送れるまちを、それぞれその実現を目指していくこととしております。

次に、オ、施策体系でございますが、先ほど申し上げたまちづくり大綱の5つの柱で重視する方向性を踏まえ、30の施策及び共通基盤で構成するものでございます。

具体的には、別冊としております第5次東広島市総合計画（案）の38、39ページにお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

そして、(3)土地利用構想といたしまして、土地の利用の現状や地形的な要素、広域的な都市とのつながりなどを考慮しながら、地域の特徴を踏まえ、適切かつ戦略的に土地の利用を推進することとしております。

具体的には、同じく別冊の44ページから51ページにお示ししておりますので、こちらも後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、3、基本計画の概要でございます。

(1)目標年次を令和6年として、(2)施策につきましては、まちづくり大綱の5つの柱について重視する方向性を掲げております。ア、仕事づくりでは、（ア）産業イノベーションの創出をはじめ、次のページに移りまして、（カ）働き方改革の推進による雇用環境の充実までの6項目を、同様にイ、暮らしづくりでは、（ア）暮らしを支える拠点地区の充実をはじめ6項目を、ウ、人づくりでは、（ア）人権・平和の尊重と男女共同参画の推進をはじめ6項目を、エ、活力づくりでは、（ア）学術研究機能の発揮による都市活力の創出をはじめ6項目を、オ、安心づくりでは、（ア）災害に強い地域づくりの推進をはじめ、次のページまで続く6項目を、そして、カ、共通基盤として（ア）、（イ）の2項目を挙げております。

そして、(3)の地域別計画でございますが、地域資源を生かしたまちづくりを進めていくために、市内9つの地域ごとに目指す方向性を定めるもので、別冊の117ページから153ページまでそれぞれ記載しております。

それでは、この地域別計画の構成につきまして、西条地区を例にとりましてご説明いたします。

別冊の118ページをお願いいたします。

まず、1の地域の概要を記載しました上で、2、まちづくりにおける現状と課題を整理しております。

119ページをお願いいたします。

その上で、3、まちづくりのビジョンといたしまして、(1)将来像と(2)主要な施策の方向性を、121ページをお願いいたします。それらの施策の方向性を(3)構想図に記載をしております。

以上が全体の概要でございます。

なお、本計画に位置づける教育委員会関係の所管事項につきましては、別冊の80ページから89ページにお示ししておりますが、若干レイアウトは変更されておりますけれども、これまでご報告した内容と同様でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

報告第7号臨時代理の報告については以上でございます。

○ 津森教育長：お疲れさまでした。

大変中身が多岐にわたり、ボリュームもございます。ご意見、ご質問を伺いますが、まず補正予算も含めて当初予算の予算関係について何かご意見、ご質問がございましたか。

○ 長嶋委員：8ページの小学校費、管理事業がエアコン設置などで増額とありますが、令和元年にエアコンの電気代がどれぐらいかかったか、もしわかれば教えていただけますか。

○ 直井学校教育部次長兼教育総務課長：令和元年度は、安芸津町と黒瀬町にエアコンをつけまして、この夏の電気代は前年度と比較をしたんですけれども、大体前年度比で30%ぐらい、その地区だけで言えば増えていました。ただ、ほかの月が前年度よりも低かった関係で、1年間を通すと前年度と今年度は余り電気代の総額は変わらないんですけれども、夏場だけでいうと30%ぐらい増えていたので、来年度の予算も若干その部分を見込んで電気代のほうは予算計上しています。

○ 長嶋委員：その30%というのは想定内ですか。

○ 直井学校教育部次長兼教育総務課長：以前、広島市の例で、エアコンがすでに学校についていたので、参考までに聞いてみたんですけど、広島市のほうでもやはり1.3倍ということだったので、同じぐらいの増なんだろうと思いました。

○ 長嶋委員：ありがとうございます。わかりました。

○ 津森教育長：ほかにありますか。

なければ、次に総合計画も含めて、何かありますか。

○ 坂越委員：人づくりが教育委員会とか、今は特に関わる部分ですけれども、それに関してはもう既に事務局、それから教育委員会、基本構想を含む基本的なところは枠組みが決まっている部分もあったので、市の総合計画と教育計画とがうまく合うようにという配慮が、多分ここに反映されているんだろうと思います。あとは、10年の構想と5年の基本計画ということで、多分この構想が出たときに、附帯意見というか、座長がかなり留意事項みたいなのを書いてつけているんですよ。その中

に、せっかくつくった構想をしっかりと着実に実施してもらおうということと、あくまで構想計画なので、常に見直して手直しをしていきながら実効を上げていくというふうなことになっていたと思います。

- 津森教育長：ほかには、よろしいでしょうか。では次にまいります。

#### 報告第8号 校内研修改革について

- 津森教育長：では、報告第8号校内研修改革について説明をお願いします。
- 小川指導課長：それでは、校内研修改革について報告いたします。

今日、新たに配りました報告第8号、別添のものがあると思うんですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず校内研修改革、授業力向上と働き方改革に向けてでございます。

新学習指導要領が全面実施となり、その理念をもとに子供たちに充実した学習活動を保障するためには、教職員一人一人の教材研究や授業力の向上がますます求められます。また、その一方で教職員の働き方についても改善を図っていく必要がございます。そこで、学校における働き方改革取り組み方針やニューレベルアッププランを踏まえ、校内研修改革を行いたいと考えております。

それでは、改革1の同僚と学び合う校内研修の実施をご覧ください。

教員の質の向上に関する調査研究によりますと、力量形成を振り返って、授業実践や教育に対する考え方にもっとも影響を及ぼした事柄として、学校内での優秀な教員との出会いが群を抜いて高いという調査結果が出ております。市教委の指導主事が学校に出向いて指導助言する校内研修も当然実施いたしますが、自校の、それぞれの学校の教職員または指導教諭、授業の匠等が講師となって指導、助言する校内研修を計画に盛り込むことも考えられます。市内の学校で既にやっていることであるとか、さまざまな工夫をしている学校もあるとは思いますが、例えば学力向上の基盤は学級経営だというふうに言われていますので、学級経営、学級集団づくりが得意な先生に日ごろの実践について報告してもらい、子供との信頼関係づくりについてみんなで学び合うなど、多様な校内研修を計画することもできるのではないかと考えております。そして、目指す姿のところに書いてありますが、学校内の優秀な教員との出会いの創出や、1人で抱え込まない協働し合う職員室文化といった同僚性の高まり、そして研修の効率化につながればというふうに考えております。

続きまして、改革2のいつでも、どこでも気軽に自己研修、ネット研修をご覧ください。資料の裏になります。

現在、学校で活用しております東広島市教育用ポータルサイト、デジコンや指導課ホームページのコンテンツを充実させることで、校内研修で活用できることを初め、気軽に先生が自己研修等においても活用できるようにしたいと考えております。

参考といたしまして、そこに大分県の教育委員会の校内研修サイトを載せておりますが、こういったイメージで今後コンテンツを充実させていきたいと考えており

ます。

現在、ちょうど正面の壁のところにあるんですけども、現在の市のポータルサイト、デジコンを見ていただければと思います。市内の先生のそれぞれのパソコンにはこのようなデジコンがございまして、今から少し操作いたしますので、ご覧ください。

- 長野指導主事：失礼します。

これは小学校用です。こちらが中学校ということで、それぞれの教員のパソコンに入っていて、教員がこれを教室に持って行って使用したりしています。例えば、国語科ですと、1年生ですね、こうやって「おおきなかぶ」を学習するといったときに、例えばこうやって大きくして示したりだとか、あとは範読が入っていたりとか、あとは子供たちと一緒に、こういうふうに強調して音読したいところなんかには印を入れたりしながら学習ができるようになっていきます。こういったのが算数だとか、あと外国語とか、非常に重宝しています。

中学校におきましても、例えば社会科でしたらデジタル教科書、よく使われているんですが、こういうようなページがあったときに、ここの学習の流れについて、写真の読み取り方っていうのが書いてあるんですけど、こうやって紙媒体の教科書ではできないようなところ、そしてなかなか縁遠くて身近に感じられないようなものも、こういった充実したコンテンツによって学習がより効果的にできるようになるというふうに工夫されたものをそれぞれの教員が使いながら授業を進めています。リンク集等もあって、今でも校内研修等で使ったりするような場合もございます。

以上です。

- 小川指導課長：今後の具体的なコンテンツ案でございましてけれども、そこに書いておられますが、授業の達人による板書については、板書の写真を掲載することで、板書の仕方のみならず1時間の授業づくりの全体像を捉えることができるようにしたいと考えております。特に、経験年数の若い先生の授業づくりの参考になるのではないかと考えております。また、最新の教育動向、教材、学習指導欄の共有化など、ネット研修の充実を進めてまいりたいというふうに考えております。

これまでも、各学校において工夫を凝らした校内研修を行っているところではございますが、この校内研修改革によってさらに先生方のモチベーションが上がり、同僚性が高まる、そして成長実感のある校内研修になればというふうに考えております。

校内研修改革については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまのことについて、質問があればお願いします。

- 坂越委員：大変おもしろそうで、今のはデジタル教科書ですよ。あれは、校内研で使うんですか。
- 小川指導課長：主には授業で拡大提示しながら重要なポイントを焦点化しながら活用しています。

- 坂越委員：だから、それこそ今日予算にあったみたいに、タブレットを子供たちが全員持っていて、こういうデジタル教科書のコンテンツがあって、必要な研修というのは、これを教員がどう使いこなして子供たちに教えるかっていう、その研修をしなきゃいけないんですよね。よろしく願いいたします。
- 小川指導課長：わかりました。しっかりとこれも研修していきたいと思います。
- 津森教育長：活用率というか、例えば毎日使っているよっていう先生がどれぐらいいるとか、その辺の把握はできていますか。
- 小川指導課長：具体的な把握というのはできてございませんが、私が学校現場にいた感覚で申しますと、若い先生がよく算数、国語のものを使っております。やっぱりベテランの先生がいかに活用していくかということ、活用についてしっかり研修等をしていかないといけないというふうに考えております。
- 津森教育長：ほかにありませんか。
- 渡部教育長職務代理者：大変おもしろい試みだと思うんですが、指定された教科書がありますよね。先ほどちょっと社会科で教科書会社の名前も出ていましたけど、現在使われている教科書との関係ですね。今も教科書を中心にやっていると思うんですけども、その辺、現場の先生方に勝手にどうぞっていうふうになるんでしょうか。
- 津森教育長：使っているのは、採択した教科書のデジタル版という意味です。それに限定ですよ。
- 小川指導課長：はい、小学校の国語と算数ということで。
- 津森教育長：中学校は理科、社会もあるんですよ。
- 小川指導課長：はい。
- 渡部教育長職務代理者：そうしますと、教科書会社がこういうデジタル教科書のメニューというか、そういったものを用意しているという話になりますか。
- 小川指導課長：はい。
- 渡部教育長職務代理者：わかりました。
- 京極委員：これは、あくまで自己研修ということになりますよね。  
例えばプログラミング教育だとか英語の授業だとか、何かそういうほうが多分先生方は自己研修のためには必要ではないかなと思ったんですけども、そこらあたりはいかがでしょうか。
- 小川指導課長：今おっしゃられたプログラミング研修、プログラミング教育の進め方等につきましては、今後しっかりこのサイトに載せることができるというふうに考えております。今現在は、文部科学省のほうで映像教材、15分程度で終わる教材等を出しておりますので、その教材を使いまして全小学校で今年度中には研修をする予定になっております。
- 京極委員：ありがとうございます。
- 坂越委員：今本当に筑波の教職員支援機構も15分のコンテンツをたくさん出して習えたりするし、そういう情報を先生方に提供して使ってもらうことと、それから、先

生方が自分でつくってアップしてほしい。もちろん、映像権、子供の顔とかは気をつけなければいけないけれど、でも本当にここに上がっているような板書の達人みたいな話ってというのはどこかにおられるはずで、そういう人的資源もぜひ活用してもらえたらと思います。

- 小川指導課長：わかりました。しっかりと研修をやっていきたいと思います。
- 津森教育長：現場の先生が、例えば自作したような資料を載せといて、みんなで使うということはできるのでしょうか。
- 小川指導課長：はい。
- 津森教育長：ほかにはありませんか。
- 織田委員：目指す姿で、学校内の優秀な教員との出会いの創出というのがあるんですが、私たちはそうした優秀な教員の姿を見て学級経営だとか、そういうものがあつたんです。そういうお手本となるような教員をどのような視点で見るとかというように課題があると思うんですが、そういう先生はどの学校にも少なくとも1人か2人は、小規模の学校でもですね。そういう人事をしていただきたいなど、これはお願いです。今人事が行われていると思うんですが、そういうことも配慮しながらやっていただくとありがたいです。  
以上です。
- 長嶋委員：デジコンに戻ってしまうのですが、若い先生の授業づくりの参考になるということですが、それを見て、若い先生は疑問であるとか、いろんな質問とか、そういうものが出てくると思うんですけど、そのフォローというものは何かお考えがございませうか。
- 小川指導課長：指導主事がおりますので、そのことについて疑問なり意見等があれば、しっかり指導主事が出向いて指導したり、話を聞いたりしていければというふうに思っております。また、同僚と学び合う校内研修ということですので、そのことを題材にして先生方がしっかり協議するような、そういった職員室文化が生まれていけばいいなというふうに考えております。
- 長嶋委員：わかりました。ありがとうございます。
- 津森教育長：それでよろしいでしょうか。ほかにはいいですか。

#### 報告第9号 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰等について

- 津森教育長：それでは、報告第9号令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰等についての説明をお願いします。
- 池田学校教育部長兼学事課長：それでは、資料の37ページをご覧ください。  
報告第9号令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰等について、説明を申し上げます。  
はじめに、私のほうから1の令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰について、1つ飛ばしまして、3の令和元年度広島県教育奨励賞について、説明させていただいて、その後、生涯学習課長から2の令和元年度広島県教育賞についてご説明

いたします。

それでは、まず1の文部科学大臣優秀教職員表彰等についてです。

本表彰は、平成18年度から全国の国公私立学校の現職の教職員を対象に実施されております。本市からは高屋中学校の鈴木晶雄教諭を、資料の推薦理由欄にも示している理由で推薦いたしましたところ表彰者に選ばれまして、ちなみに今年度表彰された教職員は全国で825名ということでございます。

なお、表彰式は先月の1月14日火曜日に東京大学の安田講堂で開催されております。

続きまして、3の広島県教育奨励賞についてでございます。

これは、教育賞と同じですけれども、学校教育、社会教育、体育スポーツ、地域文化、教育行政分野を対象としておりまして、教育賞は功績が特に顕著な者、教育奨励賞は成果などがあつたものとして推奨できるものを県の教育委員会が表彰するもので、本県教育の振興発展に寄与することを目的としております。

本市からは、志和中学校の池田恵子教諭が教育奨励賞を受賞しております。功績等については、資料の右に示してあるとおりでございます。

ちなみに、今年度の受賞者ですけれども、教育賞に関する部分で言いますと、個人が6名、団体が1団体、そして3の教育奨励賞関係は個人が12名、団体が6団体、表彰式は先月1月31日金曜日に開催されております。

それでは、説明員を交代します。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、2の令和元年度広島県教育賞について報告いたします。

真ん中の表をお願いいたします。

本市からは、団体の部として、社会教育の分野として東広島熟年大学が受賞しております。功績等につきましては、右側にお示ししているとおりでございます。

報告第9号令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰等についての報告は以上でございます。

- 津森教育長：このことにつきまして、何かご意見、ご質問、よろしいですか。  
では、次へ参ります。

#### 報告第10号 豊栄図書館の開館時間の臨時的変更について

- 津森教育長：報告第10号豊栄図書館の開館時間の臨時的変更について、説明をお願いします。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第10号豊栄図書館の開館時間の臨時的変更についてご報告いたします。

豊栄生涯学習センターの1階を利用して運営しております東広島市立豊栄図書館におきましては、利用の地域特性等を踏まえたより効果的な施設運営の実施についての検討を行うため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、開館時間の変更を臨時的に施行するものいたします。

変更の内容といたしましては、現在、平日と土日祝日とも午前10時から午後6時までの1日8時間開設していたものを、4月1日からは平日と土日祝日とも午前9時から午後5時までの1日8時間開設として、開設時間を1時間前にスライドさせるものでございます。年間の開館日数や1日の開館時間の変更は行うものではございません。

このたび、豊栄図書館におきまして臨時的な開館時間の変更を行う理由でございますけれども、以前から図書館の利用者アンケートなどの意見において、市立図書館の開館時間の延長などを望む声を一定数いただいております。生涯学習課といたしましては、限られた財源の中でより効果的な図書館運営の方法を検証する必要性がありますことから、一つの方法として、開館時間等をふやさなくとも、弾力的に開館時間を変動させることで事業効果を向上させる方法がないかと検討しておったところでございます。そうした検討の中、豊栄図書館におきまして、利用者の約4割以上を60歳以上の方が占める本市の市立図書館で最も利用者年齢層の高い図書館でございますことから、開館時間を1時間前にスライドすることが利用者の生活様式や利用ニーズに適しており、より効果的な施設運営の実現につながるものと考えました。この結果、この考えは、図書館が保有する利用情報の統計的な分析のほか、指定管理者である図書館流通センターとの協議や地域の利用者の方々の意見を踏まえ、実施させていただくものでございます。1年間の試験的な変更期間におきまして、利用状況への影響や実際の利用者の意見等を踏まえまして、その効果を測定し、継続的な実施の有無や他図書館への導入の影響などを検討していきたいと考えております。いずれにつきましても、各地域に設置している図書館の運営手法につきましましては、利用者や各地域の特性などに応じて、個々に弾力的な運用を実施していければと考えております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

ございませんか。それでは、次へ行きます。

#### 報告第11号 新東広島市立美術館の市民利用の受付開始について

- 津森教育長：報告第11号新東広島市立美術館の市民利用の受付開始について、説明をお願いします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、39ページをご覧ください。

報告第11号新東広島市立美術館の市民利用の受け付け開始について、ご報告します。

冒頭に書いてありますとおり、新東広島市立美術館は令和2年、今年の11月3日の文化の日に開館します。その後、翌年の令和3年4月6日までは、全館を利用して特別企画展などを開催する予定としております。特別企画展終了後、令和3年4月12日から、2階のアートギャラリー、1階のアートスペースの貸館が可能となり

ます。

本日は、その貸館の市民利用の受け付け開始と受け付け方法について説明をいたします。

詳細を説明します。

項番1、新東広島市立美術館の貸館の概要をご覧ください。

(2)の下に表がございます。この表には4列ございまして、一番左側が項目列、左から右に視線を順に移していきまると、2列目が新美術館のアートギャラリー、2階のギャラリーの列、3列目が新美術館のアートスペース、1階のギャラリーの列、一番右が類似施設のくらの市民ギャラリーの記載になっております。

主要な点と施設ごとの特徴点、類似施設との相違点を中心に絞って説明します。

まず、一番左の項目列の2行目、①受け付け開始の行をご覧ください。

1つ右、アートギャラリーの受け付け開始は、実際使用される1年前の月の初日である令和2年4月1日、再来月の4月1日から受け付けを開始します。その右隣、アートスペースの受け付け開始は、実際使用される半年前の月の初日である令和2年10月1日からになります。この10月1日の下に括弧書きで記載しておりますとおり、アートスペースは6カ月前から貸館を開始しますが、1階のアートスペースをギャラリー機能として使われる場合は、多少そのルールが異なります。詳細は後で説明します。

一番右の列、くらのギャラリーも、1年前の月の初日から貸館を開始します。この資料にはございませんが、このように貸館開始時期のルールはくらのや生涯学習センターをそろえておりまして、ギャラリーは1年前から、くらの3階の小会議室のサロンホールも半年前からとしておりまして、こういったルールにそろえております。

ただ、貸館初日は重複申し込みがありまして、抽せん会が行われます。市民の利便性を高めるため、抽せん会の会場は美術館の貸館もくらの貸館も、いずれもくらので実施することにして、連携をしたいと思います。

1行下をご覧ください。

一番左の列で3行目、②貸館開始の行です。

アートギャラリー、アートスペースともに皆様が使っていただけるのは、令和3年4月12日からとなります。

1行下に移ります。

一番左の列の4行目、③貸館期間の行です。

アートギャラリーは、1週間単位で貸し出します。具体的には、月曜の午後に設営し、翌週の月曜の午前に撤去しますので、括弧内のとおり展示は火曜から日曜となります。

一番右の列、くらの市民ギャラリーは、美術館のアートスペースと同じ1週間単位であります。火曜の午後に設営して翌火曜の午前に撤去となりますので、展示期間は水曜から月曜となります。美術館のアートギャラリーとくらの市民ギャ

ラリーで、同じ1週間の展示でも1日のずれが生じます。

次に、一番左の列の5行目、④利用目的です。

美術館のアートギャラリーは、造形芸術、いわゆる絵画、書、写真、工芸・彫刻、デザインなどの芸術作品の展示に限定します。

1つ右、アートスペースは、アカデミック講座やワークショップの利用を主としますが、講座や研修利用予約がないときはギャラリー機能としても利用できることとしております。

一方、一番右、くらの市民ギャラリーは、造形芸術の展示に加え、生涯学習活動の発表、例えば芸術作品とまでは言えないものの発表や研究発表、例えば西条小学校の酒蔵通りの発表などにも使用できることとなっております。芸術作品に限定した美術館と、それ以外の研究発表のできるくらの、ここが大きく異なる点です。

次に、一番左の列の6行目、⑤利用料金の行をご覧ください。

入場料収入がない場合、1週間利用の場合、アートギャラリーは1週間合計で7,290円です。一番右側に行きまして、くらの場合はアートスペースは、同じ利用でも1週間総額7,730円となります。両施設の1日当たりの単価は1,040円で同額ですが、施設の開館時間が異なるため、展示設営時間の長く使えるくらのほうが多少高くなっております。

表のさらに下に行きまして、項番2、市民への周知をご覧ください。

これらの詳細はホームページに掲載するとともに、広報で貸館説明会の周知を行っております。貸館説明会は、米印の行に記載のとおり、3月15日と16日、市民内覧会が午前にございまして、その日の午後に施設利用者の説明会を行ってまいります。

また、項番3、公共利用です。

美術館の施設利用に関しましては、市役所など、官公庁で利用希望がある場合も優先予約は当面行いません。市各課で、市民の方と一緒に抽選会に参加していただくこととしております。

1ページめくって次のページ、40ページをご覧ください。

市民ギャラリーとアートギャラリーの利用についてで、相違点をさらに細かくまとめております。先ほどと異なり、今度は左側がくらの市民ギャラリー、右側が美術館のアートギャラリーとなっておりますので、ご注意ください。

40ページの下には、それぞれの施設の部屋の大きさや形を掲示しております。現地説明会でも申しましたが、美術館のほうはロビー部分と合わせてほぼ100平米となっております。青色の濃い部分が約40平米ぐらいございまして、これはくらのギャラリーのほうに余りにも広過ぎるという意見もありましたので、やや狭いエリアで使えるというような配慮をしております。

次に、1ページめくりまして、41ページをご覧ください。

青色側がくらの、ダイダイ色側が美術館です。2行目の1回当たりの利用期間

や、3行目の利用内容につきましての相違点は、先ほど説明したとおりです。

4行目の展示方法の行ですけれども、くらら、青色のほうは絵画等の展示を天井からつるしたピクチャーレールからのワイヤーで展示しつつも、壁面へのピン止めも可能としておりますが、美術館は極力壁を傷つけないため、壁へのピン止めはできません。これが、利用者から見たら大きな相違点になってこようかと思えます。

また、その2行下に行きまして、一番左側の項目のところに、くららと美術館の貸館申請注意時期と書いたところがございます。先ほど、利用開始がくららは火曜日から、美術館は月曜からで、1日ずれることを説明しました。また、貸館初日は抽選会を行い、それはいずれの施設を借りる方も、くららで抽選会を実施することは説明しました。その際の特殊例です。スケジュール中の表の横帯棒をご覧ください。

令和3年の場合、5月末と6月初日において特殊事例が生じます。橙色の横帯棒のとおり、5月31日は月曜のため、このサイクルの週は、美術館は5月31日から6月7日までが1サイクルとなります。一方くららは、青色の横帯棒のとおり、6月1日が火曜日のため、このサイクルの週は6月1日から6月8日までが1サイクルになります。貸館開始の受け付け開始は、貸館希望日の初日の1年前の属する月の初日ですから、美術館は令和3年5月31日の1年前、令和2年5月31日の属する5月の初日である令和2年5月1日に抽選会が行われますが、くららは令和3年6月1日の1年前、令和2年6月1日の属する6月の初日である令和2年6月1日に抽選会が行われます。1日ずれることで、抽選会の日が一月ずれるサイクルが生じる場合がある点が大きな注意点となっております、トラブルが生じないように周知を図ってまいりたいと思っております。

42ページをご覧ください。

1行目の料金が閉館時間の違いで生じる点以外は、ほぼ同じ取り扱いにそろえております。また美術館のほうは備品の予算が決定しておりませんので、備品の予算が付き、購入次第、このあたりも考慮していきたいと思っております。

最後に、表の一番下の段をご覧ください。

予約方法に関する利用者説明会を令和2年3月15日と16日15時半から開催し、先ほどの相違点等を丁寧に説明してまいりたいと考えています。

説明は以上です。

○ 津森教育長：新東広島市立美術館の利用受け付けにつきましての説明でした。

何かご意見ございますか。

ないようですので、次に参ります。

#### 報告第12号 日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会について

○ 津森教育長：報告第12号日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会について、説明をお願いします。

○ 岡田生涯学習部次長兼文化課長：では、次のページ、43ページをご覧ください。

報告第12号日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会の開催について報告します。サブタイトルは、東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の中間報告会2です。

趣旨です。

平成29年12月に日本イコモスにより日本の20世紀遺産20選に選定されました西条の酒蔵施設群において、地域で保存・活用方法を考える講演会を開催いたします。内容です。

西条の酒蔵施設群は、日本イコモスにより日本の20世紀遺産20選に選定されました。この選定を受けて、西条酒蔵通り地区の重要性が再注目されることとなり、2行目中段から記載のとおり、平成30年度から東広島市西条酒蔵地区の伝統的建造物群保存対策調査を実施してまいりました。

講演会の概要は、少々文章を飛ばしまして、このページ中段下の数字の2番、開催日時からご覧ください。

開催日時は、令和2年3月19日木曜日です。

3番、場所は東広島市市民文化センターアザレアホールです。

6番の内容をご覧ください。

まず、経過説明を同調査委員会の米山委員長から報告いたします。続いて、講演会第一部は中間報告会2です。伝統的建造物群保存対策調査は、昨年度第1回目の中間報告を行いました。今回は2回目の中間報告となります。

まず、①の都市史調査は、文献資料など、都市史調査の成果を棚橋氏から報告していただきます。棚橋氏は同調査委員会の委員でもあり、現在、広島国際学院大学講師をしておられます。

②の民俗調査は、瓦や桶樽など、民俗調査の成果を向田氏から報告していただきます。向田氏は同調査の受託機関である広島大学から調査を依頼された調査員で、現在、広島民俗学会理事をしておられます。

また、第二部では、酒蔵通りのこれからのテーマでフリートークを行います。町並み調査において広島大学から現地調査の依頼を受け、測量や作図などを担当した建築士が実際に肌で感じた感想を述べるとともに、町家の修理やリノベーションによる活用法などについて提言し、西条酒蔵通り地区のこれからのことについて語ります。

この講演会により、日本の20世紀遺産20選西条の酒蔵施設群や西条酒蔵通り地区の保全と活用について、市民の皆様にご覧いただき、きっかけにしたいと考えております。

説明は以上です。

○ 津森教育長：説明が終わりました。

このことについて、ご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項が終わりまして、議案の審議に移ります。

### 議案第3号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について

- 津森教育長：議案第3号東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：議案第3号東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について、資料の1ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定の整理を行うもの、また元号が改正されたことに伴い、様式の変更を行うものがございます。

今回の民法の改正の内容についての説明をさせていただきますと、消滅時効に関する見直しという改正で、改正に至った背景といたしましては、現行法が職業別に短期消滅時効が1年、2年、3年というふうに定められているのが、ある債権がどの時効期間に適用されるかというのが複雑でわかりにくいということと、1年、2年、3年という時効期間の区別についても合意性に乏しいということが背景にありました。今回、それを踏まえまして、改正点が主に2点ありまして、1点目が職業別の短期消滅時効を全て廃止するというのと、2点目が現行の権利を行使することができる時から10年という時効期間があるんですけど、それを維持しつつ権利を行使できることを知った時から5年という時効期間を追加して、いずれか早いほうの経過によって時効が完成するということの民法の改正がされました。この民法の改正を踏まえまして、文書の保存年限に係る期限の削除等、所要の規定の整理を行うもので、施行期日は令和2年4月1日としております。

議案第3号東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。  
これについてご意見、ご質問、ありませんか。  
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか  
では、提案のとおり決定いたします。

### 議案第4号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

- 津森教育長：次に、議案第4号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、こちらも資料の1ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますけども、令和2年度の教育委員会事務局の組織体制として、文書事務が移管することに伴う規定の整理、その他所要の規定の整理を行うものがございます。

2、改正の内容といたしましては、(1)として、学校教育部青少年育成課が分掌する青少年の健全育成及び非行防止に係る啓発及び促進に関する事務を令和2年度においては生涯学習部生涯学習課に移管する。(2)として、生涯学習部生涯学習課

学習支援係において地域学校協働活動に係る事務を分掌する。(3)として、その他所要の規定の整備を行うもので、施行日は令和2年4月1日としております。

2ページから8ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。

今申し上げました体制の文書事務の移管でありますとか、また追記その他所要の規定の整備として、こういった改正をしております。

議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 織田委員：学校教育部のほうで担当していた「社会を明るくする運動」の内容が全部生涯学習部のほうに移ったということですが、今までとかわり方は同じですね。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい、内容的には同じです。
- 坂越委員：1ページの地域学校協働活動と学校運営協議会の関係はどうなるのですか。趣旨は別ですか。コミュニティ・スクールのほうも協働体をつくりますよね。
- 田中教育調整監：コミュニティ・スクール推進員につきましては、これは学校職員になります。その中で、学校運営協議会を円滑に進めるために支援をしていくこと、その他事務支援でございます。地域学校協働活動推進員につきましては、こちらもあくまで地域の側の窓口、例えば、地域に幾つかボランティア団体がありますけども、そういう方々を束ねていく役割になると思います。ですから、コミュニティ・スクール推進員は学校側の窓口、地域学校協働活動推進員は地域の窓口となります。
- 坂越委員：窓口が2つあって、やっていることは近くないんですか。
- 田中教育調整監：コミュニティ・スクール推進員は、あくまで学校サイドです。
- 坂越委員：複雑にする気持ちは全然なくて、基本的には地域の学校が協働して地域の文化だったり、あるいは地域の子供の教育の支援だったりということをやらねるので、当然そこで連携がないといけないんですよという趣旨です。
- 田中教育調整監：今回は、お互いに窓口をつくっているということです。
- 津森教育長：今の議論はここではなくて、さきほどの予算案に係るところで整理をしたいと思います。

戻します。この議案第4号については原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第5号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

- 津森教育長：それでは、議案第5号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 小島青少年育成課長：議案第5号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について説明をさせていただきます。

資料のほうの11ページをご覧ください。

提案理由は、令和2年4月から放課後子供教室の担当課を、先ほどもありましたように、青少年育成課から生涯学習課に変更することに伴い所要の規定の整理を行うため、東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正を行うためのものごさいます。

改正箇所については11ページをご覧ください。そちらにありますように、東広島市放課後子供教室実施要綱の条文中の学校教育部長の表記を生涯学習部長に、学校教育課青少年育成課の表記を生涯学習部生涯学習課に改めるものごさいます。

13ページに新旧対照表を掲載しております。そちらもご確認いただければと思います。

背景といたしましては、平成29年3月の社会教育法及び地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の改正により、地域学校協働活動に関する連携体制の整備、地域学校協働活動推進員に関する規定の整備及び教育委員会の学校運営協議会設置が努力義務化されました。さらに、文部科学省総合教育政策局が進める令和2年度学校を核とした地域力強化プランの中で、地域と学校の連携、協働の推進について、地域学校協働活動を今後さらに推進していくことが示されております。地域学校協働活動のうち、青少年育成課で実施している放課後子供教室は、社会教育法に基づく事業であり、広島県の本事業担当が教育委員会生涯学習課であることから、国と県が推進している取り組みを生涯学習課が担当することで、より効果的な事業実施ができることなどの理由から、令和2年4月に放課後子供教室の担当課を学校教育課青少年育成課から生涯学習部生涯学習課に変更することといたしました。

以上で議案第5号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

- 津森教育長：何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### その他ア 令和元年度幼稚園、小・中学校卒業式出席者について

- 津森教育長：それでは、そのほかでございませう。

令和元年度幼稚園、小・中学校卒業式出席者について説明をお願いします。

- 池田学校教育課次長兼学事課長：では、令和元年度の幼稚園、小学校及び中学校の卒業式の出席者についてご案内させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

小学校についてですけれども、3月21日土曜日の実施となっております。今年度は、西志和小学校、乃美尾小学校、入野小学校、そして木谷小学校の4人の校長が定年退職でございませう。

続きまして、裏面をご覧ください。

中学校ですけれども、3月10日の火曜日の実施となっております。八本松中学校と黒瀬中学校と豊栄中学校、3人の校長が定年退職ということになります。

一番下、市立幼稚園2園お示ししてありますけれども、3月18日水曜日の実施となっております。

毎年ですけれども、卒業式の中でお話をしていただく教育委員会の言葉につきましては、後日作成をして教育委員会のほうから送付をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

卒業式出席者については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

#### その他イ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：次に、次回の教育委員会定例会の日程についてお願いします。
  - 直井学校教育部次長兼教育総務課長：来月3月の教育委員会の定例会の日程につきましては、3月17日火曜日14時30分からでお願いをさせていただきたいと思っております。
  - 津森教育長：それでは次回は、3月17日でご提案させていただきましたが、委員の皆様のご予定はいかがでしょうか。よろしいですか。  
13時半から表彰式がございますので、そこからおいでいただきたいと思っております。
  - 直井学校教育部次長兼教育総務課長：4月は、第4木曜日の4月23日でお願いをさせていただきます。
  - 津森教育長：4月はいかがでしょう。では、23日木曜日15時でよろしいですか。  
それでは、その他、事務局から何かございますか。  
委員の皆様から何かございますか。  
私からですが、さきほどのコミュニティ・スクールの話は、どこかでもう少し丁寧な説明を受けておきたいと思うので、4月あるいは5月に報告の時間をとってさせていただきますので、事務局のほうは準備をよろしくお願いいたします。
- 以上で会議は終了でございます。皆様ご協力ありがとうございました。

閉会 午後5時2分